

**TOKAI グループ富士山育英財団**  
**2025 年度 奨学生募集要項**

**1、奨学金概要**

- (1) 給付金額：月額 50,000 円（年額 600,000 円）
- (2) 給付期間：2025 年 4 月～2026 年 3 月の 1 年間  
（休学または退学、卒業等、途中で在籍しなくなった場合には停止する）
- (3) 給付方法：6 か月分をまとめて年 2 回（9 月、3 月）、本人名義の金融機関口座へ振り込みにて給付
- (4) 返還義務：なし

**2、応募資格**

以下（1）～（4）いずれも該当する者

- (1) 2025 年度に在学中であること
- (2) 日本国内の大学に就学している大学生、又は、大学院生（ただし短期大学は除く）
- (3) 経済的支援を必要とし、心身共に健康で、成績優秀な学生
- (4) 学校推薦をうけること

なお、奨学生に認定された際は財団主催のイベントに可能な範囲でご参加いただきます。

**3、募集概要**

- (1) 募集期間：2025 年 3 月 3 日（月）～2025 年 5 月 30 日（金）
- (2) 募集人数：25 名程度

学内提出期限：5月16日(金)17:00 学生支援・社会連携課経済支援係窓口

推薦書の記載は指導教員の決まっていな学生は課程長に、決まっている学生は指導教員に直接依頼し、記入された推薦書、推薦申込チェックリスト等応募書類一式(推薦書以外はコピー)を学生支援・社会連携課経済支援係に期日までに提出すること。  
学長印を押した推薦状を後日返却するので、財団には自身で直接応募すること。

#### 4、応募方法

「TOKAI グループ富士山育英財団応募者向けマニュアル」に応募方法を掲載しています。当財団ホームページより当マニュアルをダウンロードし、それに従ってご応募ください。

<https://tokaigroup.fujisanikuei-foundation.or.jp/guide/>

<エントリー時に必要となる書類>

※書類はすべて、本エントリー時に応募フォーム内で添付いただきます。紙の書類はスキャンし、PDFデータでご提出をお願いします。

※各書類にはそれぞれ提出の際に気を付けなければいけない事項がございます。

必ず「TOKAI グループ富士山育英財団応募者向けマニュアル」をご参照の上ご準備をお願いします。

※①～④は当財団ホームページよりダウンロードいただけます。

①TOKAI グループ富士山育英財団奨学生選考申込 チェックリスト

②TOKAI グループ富士山育英財団 奨学生推薦書

③GPA 計算書 ←本学の成績証明書のように通算GPAが成績証明書に記載されている場合は提出不要

④課題レポート

テーマ：『あなたが今一番力を入れて取り組んでいること及びそれを活かして実現したいと思うこと』

枚数等：横書き 800文字程度

⑤在学大学、大学院の在学証明書

※2025年4月1日以降の日付のものをご提出ください。

⑥直近の成績証明書

⑦生計維持者(経費支弁者)の直近の課税(非課税)証明書または源泉徴収票の写し

⑧世帯全員分の住民票の写し

※該当者はこれと合わせて追加書類の提出が必要となります。

「TOKAI グループ富士山育英財団応募者向けマニュアル」をご参照ください。

#### 応募期限

2025年5月30日(金) 必着

※紙の書類はスキャンしてPDFの状態に応募フォームに添付してください。

※提出された書類は返却いたしません。

## 5、選考・採用内定

応募いただいた書類により、当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

選考結果は8月中旬までにご本人に通知いたします。

なお、採用者については、在籍大学へも連絡いたします。

## 6、奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が求める、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下に該当する場合、速やかに当財団へ届け出ること

①期中で休学または退学、卒業をするとき

②停学、除籍処分を受けたとき

③他の大学や学部へ編入することが決まったとき

④当財団の奨学金受給を辞退するとき

⑤他の奨学金を受給することが決まったとき

※当財団の奨学金は、他の奨学金との併給が可能です。

※他の奨学金の受給状況は選考に一切使用いたしません。

⑥採用時に届け出た情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

## 7、奨学生の資格喪失

次の事由に該当した場合、奨学生としての資格を失うこととなります。

①停学となったとき

②退学、除籍、卒業等により期中で在籍しなくなったとき

③奨学生より辞退の申し出があったとき

④正当な理由なく、“6、奨学生の義務”を果たさなかったとき

⑤学業成績又は品行が著しく不良であるとき

⑥反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

⑦前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

## 8、個人情報の取り扱いについて

応募の際に提出して頂く個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

## 9、その他

当財団の奨学金給付は、大学、大学院卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

## 10、問い合わせ先

下記へお問合せください。

一般財団法人 TOKAI グループ富士山育英財団 奨学生事務局

電話：054-254-0555（平日：9:30～16:30）

メールアドレス：fujisan.ikuei\_zaidan@tokaigroup.co.jp

以上